

議案第20号

鯖江市一般職の職員の給与に関する条例および鯖江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

鯖江市一般職の職員の給与に関する条例および鯖江市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月21日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

人事院勧告および地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

鯖江市条例第 号

鯖江市一般職の職員の給与に関する条例および鯖江市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(鯖江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 鯖江市一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年鯖江市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条中「単身赴任手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第10条の3第2項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員および育児短時間勤務職員等のうち、」を「第11条第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、定年前再任用短時間勤務職員および育児短時間勤務職員等(」に改め、「規則で定める職員」の次に「に限る。)」を加える。

第11条を次のように改める。

(在宅勤務等手当)

第11条 住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。)の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について1月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第17条に次の1項を加える。

6 任用期間が6月未満である第2号会計年度任用職員には、勤勉手当は支給しない。ただし、任用期間が6月に満たない場合であっても、第2号会計年度任用職員が同一会計年度において任用され、その任用期間が通算して6月以上となった場合には、当該会計年度内において、任用期間が6月以上である第2号会計年度任用職員とみなす。

第19条の3第3項中「第17条」を「第17条の2」に改める。

第19条の5第1項中「報酬および期末手当」を「報酬、期末手当および勤勉手当」に改め、同条第7項中「期末手当」の次に「および勤勉手当」を加え、同項後段中「期末手当基礎額」の次に「および勤勉手当基礎額」を加え、同条第9項中「準用

する」を「準用し、勤勉手当の支給については、第17条の規定を準用する」に改める。

(鯖江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 鯖江市職員の育児休業等に関する条例(平成4年鯖江市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)」を削る。

第8条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。